

事務所:
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811・Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033・Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLo Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所
© 2013 TIPLo, All Rights Reserved.

TIPLo News

2013年12月号(J172)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 グリーン・エネルギー関連の発明特許加速審査、2014年元旦から実施
- 02 工業技術研究院、「アジア IP エリート」入り
- 03 PNY に対する特許侵害訴訟、群聯が敗訴
- 04 「LOVOL」は「VOLVO」にそっくり、中国自動車メーカーが商標で敗訴
- 05 SNS サイトでの推薦を公平交易法「推奨広告」規定の適用対象に
- 06 経済貿易関係をさらに深化、「日台電子商取引取決め」に署名
- 07 協力と業務展開を強化、日台間で金融監督協力覚書に調印
- 08 台湾・シンガポール間で経済連携協定に調印
金融提携の範囲拡大、ビール/半導体/通信設備に有利

台湾知的財産権関連判決例

- 01 **著作権関連**
独創性がなく他人の作品を模倣するもの又は量産できる工業製品については、創作性を有する芸術品と認め難いため、わが国の著作権法の保護を受けることができない。
- 02 **不正競争関連**
行為者の行為が公平交易法第21条規定に違反しているか否かの認定は、告発者が外国人又はその利益が未侵害である影響を受けない。

今月のトピックス

J131217Y1

J131216Y1

01 グリーン・エネルギー関連の発明特許加速審査、2014年元旦から実施

知的財産局ニュースリリースによると、台湾グリーン・エネルギー産業をより発展させ、グリーン・エネルギー関連特許に関する優位性をさらに高めるため、2014年1月1日から「発明特許加速審査作業プログラム (Accelerated Examination Program、略称「AEP」)」において「特許出願に係る発明がグリーン・エネルギー技術に関連するもの」を加速審査の申請事由(以下「事由4」)として追加し、同日から申請を受理する。

統計によると、2013年3月現在までに、台湾におけるグリーン・エネルギー関連の発明特許出願件数は合計7264件に達している。出願人を国籍別にみると、1位が台湾(58%)、2位が日本(20%)、3位が米国(9%)となっている。技術分野別にみると、LED照明、太陽エネルギー、燃料電池の分野がグリーン・エネルギー関連の出願案件において1~3位を占めた。

さらに、グリーン・エネルギー関連の発明特許出願人が加速審査を申請することを奨励するため、AEPの事由4における「グリーン・エネルギー技術」に対して範囲を拡大した定義を採用している。特許出願案件の発明内容が以下の条件を満たしていれば、AEPを申請できる。

- (1) 省エネ技術、新エネルギー、新エネルギー自動車等の技術分野に関わるもの。
- (2) 温室効果ガス排出削減とエネルギー資源消費の節減に関わる発明。

出願人が事由4で加速審査を申請する時、その申請手続きと料金支払いは現行のAEP制度における「商業的実施を予定しているもの」という事由と同様に、出願人は特許出願に係る発明がグリーン・エネルギー関連であることを説明する文書を提出するだけでよい。加速審査を申請していない案件については、出願からファーストアクション (FA) までの平均期間が約29ヵ月であるのに対して、グリーン・エネルギー関連の発明特許加速審査案件については、提出された書類に問題がなければ、知的財産局は9ヵ月以内にFAを発することになっている。(2013年12月)

J131125Y1

J131119Y1

02 工業技術研究院、「アジア IP エリート」入り

工業技術研究院 (Industrial Technology Research Institute、略称「ITRI」) は2013年11月18日にシンガポールで開催された IP ビジネス・コンGRESS (IPBC) において「アジア IP エリート (Asia IP Elite)」に選ばれ、台湾の台湾積体電路 (Taiwan Semiconductor Manufacturing Company)、聯発科技 (MediaTek)、華碩 (ASUSTeK Computer)、聯華電子 (United Microelectronics Corporation)、宏碁 (Acer) や、日本の日立、NEC、松下、韓国のサムスン、LG 等とともに受賞した。台湾の受賞者の中では唯一の研究機関である。

IPBC の審査チームによれば、今年は前出の ITRI、オーストラリア連邦科学産業研究機構 (CSIRO)、韓国電子通信研究院 (ETRI) という3つの研究機関がアジア IP エリートに選抜された。そのうち ITRI は IP の特許化に力を入れ、ニューテクノロジーの研究開発を奨励するとともに、科学技術の研究成果で「特許の兵器庫 (patent arsenal)」を構築し、台湾ハイテク産業が国際的な特許訴訟において対抗するのに協力しており、台湾ハイテク産業に極めて大きく貢献し、またこれにより台湾産業も特許を重視するようになってきている。

ITRI 技術移転センターの王本耀主任によれば、知識経済時代において、特許の品質を掌握することによってのみ、サプライチェーンに参入して高い価値を得ることができる。ITRI は従来から、革新的 IP の販売で IP ビジネスを促進するため、知的財産権を重視し、特許品質管理システムを強化して、商業的運用を積極的に進めてきた。また、ITRI は産業界が海外大手企業による特許訴訟に対応できるよう「特許の防護壁」を構築するのに協力している。さらに近年は「特許の地図 (パテントマップ)」構築のシステムに力を入れ、企業が製品開発初期に自社特許の布陣固めを行い、商品をより順調かつ周到に開発できるようにしている。(2013年11月)

J131115Y1

03 PNY に対する特許侵害訴訟、群聯が敗訴

群聯電子股份有限公司 (Phison Electronics Corp., 以下「群聯」) は外資系企業である必恩威亞太有限公司 (PNY Technologies, Inc., 以下「PNY」) が群聯の USB メモリ装置に係わる特許権を侵害しているとして、1500 万新台湾ドルの損害賠償を請求する訴訟を提起していたが、このたび知的財産裁判所は第一審判決において、群聯に敗訴を言い渡した。本案件はさらに上訴することができる。(知的財産裁判所民事判決-101,民專訴,156-20131030)

群聯は台湾の発明特許公告第 I297156 号「通用序列匯流排 (USB) 記憶體裝置 (Universal Serial Bus (USB) Memory Apparatus)」の特許権者であり、該特許は 2006 年 2 月 7 日に出願され、2008 年 5 月 21 日に公告され、特許権期間は 2008 年 5 月 21 日～2026 年 2 月 6 日となっている。

群聯側の主張によると、PNY は該特許権を侵害する多数の USB メモリ装置を製造、販売しており、これらのメモリは同社サイトに掲載されている他、インターネットショッピングサイトで広く販売されており、国立台湾大学と嚴慶齡工業發展基金会により共同設立された「台大嚴慶齡工業研究中心」で鑑定した結果、PNY の USB メモリは上記特許の特許請求の範囲に入ると判定されている。一方 PNY 側の主張によると、群聯の特許が開示している技術的特徴は USB フラッシュメモリ市場においてはすでに周知技術であり、群聯が該特許を出願する以前からこれらの技術を使用していた他業者もいる。

知的財産裁判所は判決書において、群聯の該 USB 特許権は進歩性の欠如が証明され、取消すべき事由が存在するため、知的財産案件審理法第 16 条第 2 項規定に基づき群聯は PNY に対して権利を主張することができず、裁判所に対して PNY へ賠償金支払いを命じるよう請求する理由もない。(2013 年 11 月)

J131121Y2

04 「LOVOL」は「VOLVO」にそっくり、中国自動車メーカーが商標で敗訴

中国北汽福田汽車股份有限公司 (Beiqi Foton Motor Co., 以下「福田汽車」) の登録商標「LOVOL」はスウェーデンのボルボ・トレードマーク・ホールディング AB (以下「ボルボ」) の有名ブランド「VOLVO」に近似しているとして、2012 年 11 月知的財産局から商標登録を取り消された。福田汽車はこれを不服として、經濟部に対して行政訴願を提起していたが棄却されたため、その後知的財産裁判所に行政訴訟を提起していた。先ごろ知的財産裁判所は福田汽車に敗訴を言い渡した。(知的財産裁判所行政判決-102,行商訴,78-20131114)

福田汽車側の主張によると、「LOVOL」商標は 2006 年から米国、EU、カナダ、日本など 200 余りの国・地域で登録を出願し、すでに数十の国・地域で商標が登録された。また中国では広く使用され、中国で 99 番目に高い価値を有するブランドとして評価されており、消費者に誤認混同させる虞はないはずである。

一方ボルボ側の主張によると、「VOLVO」はラテン語で、「私は回る」を意味し、その字義は台湾消費者に広く知悉されておらず、よく見かけられる文字でもなく、独創的商標に属するため、より大きな保護を受けるべきである。福田汽車はコピーする意図を以て商標「VOLVO」の「L、O、V」の配列を多少入れ替えただけなので、外観は高度に類似しているという印象を与え、消費者に誤認混同を生じさせる虞があり、また他人の商標の知名度を利用しようとした疑いもある。

知的財産裁判所は判決の結論において以下のように述べている。「VOLVO」商標の識別力は高く、福田汽車の登録出願は善意によるものではなく、両商標が近似しており、いずれも同一又は高度に類似している役務 (両者とも銀行、信託、融資、保険、資産評価及び不動産管理等の項目に属する) における使用を指定している。「VOLVO」商標が消費者に熟知されていること、さらに両商標の販売方式や販売場所が類似していること等の因子から総合的に判断し、消費者に両商標が同一の出所からのシリーズ商品であると誤認させる、又は両商標の使用者の間に関連企業、使用許諾関係、加盟関係又はその他これらに類する関係が存在すると誤認させ、誤認混同を生じさせる可能性が十分にあると認め、これにより福田汽車に敗訴を言い渡すものである。本件はさらに上訴できる。(2013 年 11 月)

J131108Y4

05 SNS サイトでの推薦を公平交易法「推奨広告」規定の適用対象に

公平交易委員会（日本の公取委に相当、以下「公平会」）は 2013 年 10 月 23 日、「公平交易委員会の推奨広告に対する規範説明」改正案を可決した。これにより SNS サイトでの推薦（訳注：SNS サイトに掲載された文章を推薦することをいう。例えばフェイスブックの「おすすめ」等）は公平交易法の適用対象に組み入れられ、推奨者と広告主との間に利益関係があれば「推奨広告」に該当するため、広告の中で十分に開示する必要がある。この規定は 11 月 7 日すでに公布されている。

公平会によると、SNS サイトでの推薦はすでに社会的潮流となっており、SNS での推薦（ブログでの推薦やフォーラムでの発言など）行為は一般的通念の広告とは異なり、直接広告と認定することは難しく論究の余地があるが、その表示方法は公平交易法第 21 条に定める「その他の公衆が知り得る方法」にあたるため、同委員会は前述の推奨広告の規範説明に対して対応の改正を行い、推奨広告の定義に「又はその他の公衆が知り得る方法」を追加して SNS での推薦行為をカバーし、それを公平交易法の規範に組み入れた。SNS での推薦が、広告推奨者が広告で商品又は役務に対する意見、信用、発見又は体験の結果を反映して作成した推奨広告に該当するもの、例えば推奨者と広告主との間に雇用、贈与、報酬の授受、又はその他の有償等、一般大衆が合理的に予期できない利益関係を有するものに対しては、広告で十分に開示すべきであると規定されている。もし広告で十分に前項の利益関係が開示されておらず、取引の秩序に影響をもたらしたときは、本法第 24 条規定に違反する可能性がある。

今回の改正の重点は以下の通り。

(一) 第 2 点の推奨広告の定義において、「又はその他の公衆が知り得る方法」を追加して SNS での推薦行為を組み入れている。「利益関係」とは推奨者と広告主の間に雇用、贈与、報酬の授受又はその他の有償などの関係があるものと説明。

(二) SNS で推薦する推奨者と広告主との間に一般大衆が合理的に予期できない利益関係を有するものに対して、第 3 点第 5 号に広告に十分に開示すべきであるとする規定を追加。さらに第 6 点には利益関係を開示していないという違法行為の規範を追加。

(三) 推奨者が商品又は役務の提供者又は販売者である状況に対しては、第 7 点第 2 号第 1 目にそれが本規範説明でいうところの広告主であり、関連する広告主の規範を適用することを追加。
(2013 年 11 月)

J131106Y7

J131105Y7

J131106Z7

J131105Z7

06 経済貿易関係をさらに深化、「日台電子商取引取決め」に署名

台湾と日本は 2013 年 11 月 5 日、「電子商取引に関する相互協力のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」（略称「日台電子商取引取決め」）に署名し、双方の経済貿易関係をさらに一歩前進させた。

経済部のニュースリリースによると、この取決めはデジタル・プロダクトやサービスの貿易障壁を削減することを通じて、業者や消費者のために安定かつ安全な取引環境を作り、電子商取引の発展を促進して、台湾経済に成長とチャンスをもたらしていく。日台は「積木」方式を継続し、「日台電子商取引取決め」に署名して双方が経済貿易協定を調印するための基礎固めを続けていく。今後亜東関係協会と交流協会による年に一度の日台貿易経済会議において電子商取引関連議題の情報のシェア、ノウハウの交流、及び提携を行い、双方の経済貿易関係をさらに深めていくことにしている。

取決めの重要な内容は以下の通り。

一、「デジタル・プロダクト及びサービスの取引の促進」について、本取決めは日台間のデジタル・プロダクト関税免除を維持し、デジタル・プロダクトが差別待遇を受けることがないことを保障し、インターネット・サービス・プロバイダーの権利侵害責任を合理的に軽減又は免除する。さらに、電子的な越境サービスの提供については、WTO「サービスの貿易に関する一般協定（GATS）」の市場開放に対する既存の承諾を維持する。

二、「安定し、情報が自由に流通する発展環境の構築」について、本取決めは双方の電子商取引に関連する規範と措置を透明で合理的なものとし、電子商取引の双方当事者が電子署名の方式を自由に選ぶ権利を確保するとともに、共同でネット詐欺を防止するよう協力し、インターネット取引の安全性を保つ。本取決めは同時に、双方の主務機関がペーパーレス貿易を推進することを奨励し、電子証明書類の効力を受け入れ、また中小企業が電子商取引を行う際の困難や障壁等を克服するのに協力する。(2013年11月)

J131129Y8

J131128Y8

J131129Z8

J131128Z8

07 協力と業務展開を強化、日台間で金融監督協力覚書に調印

日台双方は2013年11月28日東京にて「金融監督分野における相互協力のための了解覚書」に調印した。

金融監督管理委員会のニュースリリースによると、日台経済貿易投資の往来は密接であり、銀行については、現在すでに台湾の銀行5行が東京や大阪に6支店を設置している。一方、日本の銀行は3行が台北に支店を設置している。証券会社については、日本側が台湾に1支社を設置。保険会社については、台湾側が日本に駐在事務所を1カ所、日本側は台湾に子会社1社、合弁会社1社、駐在員事務所又は連絡事務所7カ所を設置している。双方の金融往来がますます密接になっているのに鑑み、双方の金融主務機関はいずれも協力や交流の強化が必要だと認識しているため、上記覚書の内容について積極的に意見を交換し、合意に達した。

この覚書は銀行、証券・先物及び保険等の金融業務に対する監督における協力をカバーしており、双方の管轄範囲で営業する金融機関に関する情報交換も含まれる。双方の主務機関は重大な監督上の懸念に関する相互通知、必要な改善措置に関する協力、金融機関に対する訪問視察計画の告知、継続的な対話や連絡の促進などに合意した。また、相互理解と協力をさらに深めるため、双方は金融監督管理業務について対話と意見交流を進めていくことで合意している。監督管理情報の交換に関する方法、用途、守秘などについては、覚書に原則的な規範も盛り込まれている。

金融監督管理委員会によると、上記覚書の調印は日本と台湾の金融監督管理の強化に役立ち、双方の金融監督管理に係る協力をさらに一歩前進させ、双方の金融システムの健全性確保、投資家の権益保障、並びに金融市場効率の向上、さらには双方の業者の商機拡大、相手側の管轄範囲における業務展開の強化などにも寄与することになる。(2013年11月)

J131108Y8

J131107Y8

J131108Z8

J131107Z8

08 台湾・シンガポール間で経済連携協定に調印

金融提携の範囲拡大、ビール/半導体/通信設備に有利

台湾とシンガポールは2013年11月7日、台湾シンガポール経済連携協定(Agreement between Singapore and the Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsu on Economic Partnership、略称「ASTEP」)に調印した。これは台湾が東南アジア国家と調印した初の経済連携協定(EPA)となる。

経済部の説明によると、シンガポールは東南アジアにおける貿易ハブ(中継地)であり、その貿易体制は国際的な規範と高度に連結しており、31の貿易パートナーと20項目の自由貿易協定(FTA)を締結している。経済貿易方面における布陣が整っており、多くの国がシンガポールを東南アジアにおいて最初にFTAを締結する対象として選択している。ASTEPの調印は台湾とシンガポールとの提携促進や東南アジア国家との経済貿易交流の発展に大きく寄与するとともに、台湾にとって地域統合への参加、アジア太平洋地域との連結、グローバルな展開という政策目標に向かって重要な一歩を踏み出すことを意味する。

ASTEPは計17章から成り、物品貿易、原産地規則、税関手続き、国境を越えるサービス貿易、投資、政府調達、貿易の技術的障害、食品安全検査及び動植物防疫・検疫、電子商取引、競

争政策、知的財産、紛争解決、制度に関する取決め及び一般的な共通議題（前文、設立条項、定義、一般的例外、透明化、行政条項及び最終規定）など幅広いテーマが盛り込まれている。（2013年11月）

台湾知的財産権関連判決例

01 著作権関連

■判決分類：著作権

I 独創性がなく他人の作品を模倣するもの又は量産できる工業製品については、創作性を有する芸術品と認め難いため、わが国の著作権法の保護を受けることができない。

■ハイライト

わが国の著作権法第3条第1項第1号には「著作物：文学、科学、芸術もしくはその他の学術の範囲に属する創作物をいう」と規定されており、いわゆる創作物は独創性、つまり独自性と創作性をそなえ、著作者の個性や特異性を十分に表現できる必要があり、それで初めて著作権法の保護を受けることができる。最高裁判所中華民国90年度（2001年度）台上字第2945号判決要旨を参考することができる。よって著作権保護法の保護範囲が過度に広がることを避けるため、独創性がなく他人の作品を模倣するもの又は量産できる工業製品については、創作性を有する芸術品と認め難く、わが国の著作権法の保護を受けることができない。

II 判決内容の要約

■基礎データ

知的財産裁判所刑事判決

【裁判番号】98年度刑智上更(三),30

【裁判期日】2010年6月10日

【裁判事由】著作権法違反

上訴人 台湾台北地方裁判所検察署検察官

上訴人 即ち 被告 甲○○

上訴人 即ち 被告 乙○○

上記2人の共同選任弁護士 何愛文 弁護士

張 靜 弁護士

上記上訴人は被告が著作権法に違反したため、台湾台北地方裁判所85年度（1996年）訴字第1650号、88年（1999年）4月21日第一審判決（起訴案件番号：台湾台北地方裁判所検察署84年度（1995年度）偵字第25187号）を不服として上訴し、台湾高等裁判所で判決が出された後、最高裁判所は第三次差戻審を行うよう本案件を本裁判所（知的財産裁判所）へ移送し、本裁判所が以下のように判決を下した。

主文

原判決の甲○○、乙○○に係わる部分をすべて削除。

甲○○、乙○○はいずれも無罪。

一 事実要約

公訴要旨：

（一）起訴要旨並びに違反法律：甲○○と乙○○は太欣半導体股份有限公司（以下「太欣公司」）の責任者と総経理（訳注：取締役社長に相当）であり、概括的犯意を以って1994年7月から連続して多数回にわたり無断で米マイクロチップテクノロジー社（英語名：Microchip Technology Incorporated、中国語名：美商微晶片科技公司、以下「マイクロチップ社」）が著作権を所有する「PIC16C5X マイクロプログラム」を複製し、太欣公司製品番号「STK56C110 マイクロコントローラ」の製造に用いた。且つ太欣公司が印刷作成した STK56C110 シリーズマイクロコントローラの資料パンフレットにおいて、無断でマイクロチップ社が著作権を所有する PIC16C5X

マイクロプログラム製品の資料パンフレットを盗用した。その後 1995 年 5 月 23 日に太欣会社の販売店である永濬股份有限公司（以下「永濬公司」）が前述のマイクロチップ社の「PIC16C5X」を複製したマイクロコントローラを Securitec PIC 社に販売したため、マイクロチップ社の知るところとなった。

（二）起訴の証拠と依拠：公訴人は告訴人であるマイクロチップ社の訴えを以って被告が前述の犯行に係わったと認めた。著作権証明書、永濬会社の送り状（インボイス）、梱包明細書（パッキングリスト）、マイクロプログラム分析証明書、資料パンフレット等がファイルにある。さらに告訴人であるマイクロチップ社が著作権を所有する PIC16C5X マイクロプログラム PLA（プログラマブル ロジックアレイ）において 2 つの余分なトランジスタが被告である太欣会社が製造した製品番号 STK56C110 マイクロコントローラのマイクロプログラム PLA にもみつかった。被告等がかつて無断で告訴人の PIC16C5X マイクロプログラムを複製したため公訴され、その後審判中に告訴人と和解したが、再び本案件の犯行が発生したため、それを論拠とし被告に対して公訴を提起する。

二 両方当事者の請求内容

検察官：被告である甲〇〇と乙〇〇が犯行時（改正前）の著作権法第 91 条第 2 項、第 93 条第 3 号、第 87 条第 2 号に違反した容疑がある。

被告：被告乙〇〇と甲〇〇のいずれも犯行を否認する。

三 本件の争点

（一）手続き事項：

1. 委任人が代理人に委任した後、代理人は委任人の名義で告訴を提起できるのか。委任人による告訴状の署名、捺印がない場合、刑事訴訟法第 53 条の規定に違反していることになるのか。
2. 条件付の告訴においてその付帯する条件が告訴と切り離せない場合、付帯条件が中止又は解除の条件のいずれに係わらず、その告訴の意思が不確定であるならば、告訴の効力は発生するのか。

（二）実体の判断：

1. コンピュータプログラムは著作権法第 5 条第 10 号で定められるところの保護を受ける著作物であるのか否か。
2. 独創性がなく他人の作品を模倣するもの又は量産できる工業製品については、創作性を有する芸術品と認め難いため、わが国の著作権法の保護を受けられないということがあるのか。
3. 登録された著作物に対して、著作権保護の要件に適合するかどうか。わが国の司法機関が具体的な個別案件について、職権に基づき法を依拠として調査、認定すべきか。米国著作権局が発給した著作権登録だけで判断してはいかないのか。
4. 刑事処罰については、被告 2 人が事件発生時に企業の董事長（訳注：代表取締役）と総経理を担当していたというだけで、犯行成立と推測してもよいのか。

四 判決理由の要約

（一）手続き事項

わが国の刑事訴訟法第 242 条第 1 項には「告訴、告発は書面又は口頭で検察官又は司法警察官に対して行うものとする」と規定されている。他人に告訴を代行するよう委任してもよいかどうかについて、わが国の刑事訴訟法には日本の刑事訴訟法第 240 条前半「告訴は、代理人によりこれをすることができる」というような規定がないが、被害者は第三者に告訴の代行を委任することは、司法院第 89 号、第 122 号の解釈要旨により法が禁ずるものではない。委任人が代理人に委任した後、代理人は委任人の名義で告訴を提起できるのか。委任人による告訴状の署名、捺印がない場合は刑事訴訟法第 53 条の規定に違反していることになるのか。被告は最高裁判所 86 年台非字第 194 号判決を以って前述法条文を適用すべきだという証拠を挙げているが、当該判決では当該案件が「非合法の告訴」だと断言しておらず、審判期日に改めて告訴したことが合法であるか否かを調査すべきだとしただけである。最高裁判所 70 年度（1981 年度）台上字第 7369 号判例要旨の指摘するところによると、代理人である董〇〇は委任を経て自訴代理人となったが、当該代理権は訴訟手続きにおいて代理人が訴訟を進行する部分に限られ、代理人董〇〇に自訴代理の権利はない。従って、当該自訴状に董〇〇の署名、捺印がなく、当該委任人の会社と代表者の署名、捺印がないのは法に合わない。これと、本案件の告訴人が委任状において明白に代理人に対して「提訴及び訴訟の進行」を授權した状況とは異なり、一概に論じることはで

きない。

条件付の告訴においてその付帯する条件が告訴と切り離せない場合、付帯条件が中止又は解除の条件のいずれに係わらず、その告訴の意思が不確定であるならば、告訴の効力は発生したとは認められない。条件付きの告訴取消も同様である。告訴人が取消の意思が不確定である場合、告訴取消の効力が発生したとは認められない。従って、本案件の告訴は依然有効である。

(二) 実体の判断

コンピュータプログラムはわが国の著作権法第5条第10号で定める保護を受ける著作物であり、内政部の1991年12月2日付(80)台内著字第8073630号通知ではさらにコンピュータプログラムの定義について説明している。「(旧)著作権法第3条第1項第19号に定められるコンピュータプログラムとは、直接的又は間接的にコンピュータに一定の結果をもたらすことを目的として組成された命令を指す。いわゆる命令の組合せ(命令セット)とは、一連の命令を指し、その間には一定のロジックの順序関係があり、コンピュータを命令して一定の結果をもたらしたり、特定の問題を解決したりできる」(台湾高等裁判所95年度(2006年度)上更(二)字第604号卷二30ページを参照)。且つ經濟部知的財産局は2008年12月23日付智著字第09700113030号通知で前述の通知が示す見解に変更がないことを再び通知している。当該通知がファイルにあるので参照することができる(台湾高等裁判所95年度(2006年度)上更(二)字第604号卷五18ページを参照)。

わが国の著作権法第3条第1項第1号では「著作物：文学、科学、芸術若しくはその他の学術の範囲に属する創作物をいう」と規定されており、いわゆる創作物は独創性、つまり独自性と創作性をそなえ、著作者の個性や特異性を十分に表現できる必要があり、それで初めて著作権法の保護を受けることができる。最高裁判所90年度(2001年度)台上字第2945号判決要旨は参考になる。よって著作権保護法の保護範囲が過度に広がることを避けるため、独創性がなく他人の作品を模倣するもの又は量産できる工業製品については、創作性を有する芸術品と認め難く、わが国の著作権法の保護を受けることができない。

ただし米国の著作権法は著作者の著作物に対して、登録保護主義ではなく創作保護主義を採用している。ゆえに米国著作権局は著作権登録書類の審査に対して実質的な審査を行わない。つまり登録出願の作品に対して登録する作品が著作権法で保護される著作物であるか否かの実質的認定は行わない。登録される著作物に対して、著作権法で保護される著作物の要件に適合するかどうかは、わが国の司法機関が具体的な個別案件について、職権に基づき法を依拠として調査、認定すべきであり、米国著作権局が発給した著作権登録だけで当該著作物がわが国の著作権法に保護される要件に適合すると認定してはならない。

刑事処罰については、実際の行為者が犯罪行為の対象とすべきであり、被告2人が事件発生時に企業の董事長と総経理を担当していたというだけで、犯行成立と推測してはならない。

告訴人が指摘する前述の同一の文言を斟酌すると、コンピュータ業界における慣用語であり、この種の文字の使用はコンピュータ業界において一定の意味を持ち、その中の「CMOS」、「EPROM」、「RAM」のような一部の文言はその他の文言で表現することができないため、これらの文言だけで盗用があったか否かを判断することはできない。

五 関連条文抜粋

刑事訴訟法第53条、第242条第1項、著作権法第3条第1項第1号、第5条第10号、旧著作権法第91条第2項、第93条第3号、第87条第2号。

02 不正競争関連

■判決分類：不正競争

I 行為者の行為が公平交易法第21条規定に違反しているか否かの認定は、告発者が外国人又はその利益が未侵害である影響を受けない。

■ハイライト

公平交易法(公正取引法)第1条の規定から、それが保障する法益をうかがい知ることができる。取引秩序と消費者利益を保護し、公正競争を確保するとともに、経済の安定と繁栄を促進することを目的としている。同法第21条第1項規定の主旨は、消費者の取引の安全と公正競争

の秩序を保護し、事業者が虚偽不実若しくは（認識）錯誤を招く表示又は表徴をすることを禁じている。又、告発は公平交易委員会（公取委に相当）が公平交易法違反や公共利益の危害に対して、調査・処理を行うことを促すものであるため、告発者が本国民であるか、外国人であるか、また告発人本人が侵害を受けたか否かは、行為者の行為が同法第 21 条規定に違反しているか否かの認定に対して、いずれも影響をもたらさない。

II 判決内容の要約

■基礎データ

台北高等行政裁判所判決

【裁判番号】99,訴,2148

【裁判日期】2011 年 3 月 17 日

【裁判事由】公平交易法

原告 陳素娟、即ち錡信行

被告 行政院公平交易委員会

上記当事者間での公平交易法事件をめぐり、原告は行政院による 2010 年 8 月 27 日院台訴字第 0990102123 号訴願決定を不服として行政訴訟を提起し、本裁判所は以下のように判決を下すものである。

主文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告が負担する。

一 事実要約

原告は東森得易購股份有限公司（以下、「東森得易購」と東森購物 2 台（訳注：テレフォンショッピングチャンネル）で広告「GT-STAR 液化鈦驚爆組」（以下「係争広告」）を放映し、「日本から来たハイテク製品」、「我々（の商品）はいずれも日本へ輸出している」、「我々の商品は日本でよく売れている」、「実際のところ我々の商品は日本でよく売れている」、さらには「ゲルマニウムは酸性体質や重金属の体質を回避できる」、「酸性体質になることを避け、重金属が堆積するのを防止する」等の内容を宣伝したところ、商品の品質及び用途について虚偽不実若しくは（認識）錯誤を招く表示があると告発された。被告は審査を行い公平交易法第 21 条第 1 項規定に反する行為と認定し、同法第 41 条前段の規定に基づき、被告の 2009 年 11 月 12 日公処字第 098160 号処分書（以下、「原処分」）を以て原告に処分書送達の日から前項の違法行為を即刻停止するよう命じると共に、原告に 8 万新台湾ドルの過料に処した。原告はこれを不服として行政訴願を提起したが、棄却されたため、その後本件の行政訴訟を提起した。

二 両方当事者の請求内容

（一）原告の請求：訴願決定及び原処分を取り消すべきである。

（二）被告の請求：原告の請求を棄却すべきである。

三 本件の争点

本件双方の争点は、係争商品広告が当時の公平交易法第 21 条第 1 項の規定に違反し、虚偽不実若しくは（認識）錯誤を招く表示又は表徴があると被告が認定し、原処分を以て原告を処分したことが適法であるか否かにある。

（一）原告の起訴理由：省略。判決理由の説明を参照。

（二）被告の抗弁理由：省略。判決理由の説明を参照。

四 判決理由の要約

（一）公平交易法第 21 条第 1 項には「事業者は、商品若しくはその広告に、若しくはその他公衆に知らせる方法で、商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造日期、使用期限（賞味期限）、使用方法、用途、原産地、製造者、製造地、加工者、加工地等について、虚偽不実若しくは（認識）錯誤を招く表示又は表徴をしてはならない」と規定されている。

（二）原告は被告が公平交易法の立法精神を誤解しており、その立法目的を考慮しておらず、拡

大解釈の疑いがあり、原告の広告は客観的な事実の報道であり、不正競争の不実証広告の様態には属さず、さらに多重の合理的で合法的な目的論的解釈を有するため、合法である云々と主張している。しかしながら、商品の研究開発技術と販売の対象はいずれも消費者の購買意欲の決定に影響を及ぼすに足るため、その販売する商品が確かに日本からのハイテク製品である、或いはいずれも日本へ輸出している、或いは広く日本人に購入されている等の客観的な事実を証明できない場合は、恣意的な広告であり、消費者の誤った認知を誘導するに足る。さらに、商品が科学的検証を受けていないならば、それが特定の効果を有すると宣伝してはならない。調べたところ、係争商品広告は一般的な社会通念に基づき、一般消費者に係争商品の製造技術が日本から来たものであり、原告が大量に日本へ輸出し、販売する商品には広告という特殊な効果を有する等の事実を認知させるもので、複数の解釈の意義があるとは認めがたい。原告はその事実主張に関して中華人民共和國税関の輸出貨物税関申告書、Yahoo のゲルマニウム金属効能に関する検索結果、及び某出版社が発行印刷した石垣健士医学博士著のゲルマニウムの驚くべき効果に係わる文章等の書類を証拠として提出した。内容を調べたところ、原告が広告する商品が日本から来たハイテク製品である、或いは原告が日本に輸出している、並びに日本人が大量に購入している等の事情を認めがたい。ゆえに本件原告が不実証広告ではない云々と主張することには、事実証拠とは一致せず、証拠として採用できない。

(三) 原告はさらに、告発者が台湾の認めた外国人ではないため、我が国の公平交易法の保障を受けることができず、原告の広告は憲法が保障する言論の自由の範疇に属する等と主張した。公平交易法第 21 条第 1 項の規定の主旨を調べると、消費者の取引の安全と公正競争の秩序を保護するため、事業者の虚偽不実若しくは(認識)錯誤を招く表示又は表徴を禁止するものである。ゆえに告発者が本国民であるか、外国人であるか、また告発人本人が侵害を受けたか否かは、原告の行為が公平交易法第 21 条規定に違反しているか否かの認定に対して、いずれも影響をもたらさない。また、人民による言論及び出版の自由は憲法第 11 条によって保障されている。但し、取引秩序と安全の維持は公益性を備えており、民衆の生命、身体及び健康等に関する法益に関して、取引秩序を確保して公共利益を維持するため、不実証広告が規範されないという法理の基礎を容認できない。ゆえに本事例では公平交易法第 21 条の適用は、必要限度を超えないと判断する。

(四) 上記の事実証拠から引証すると、原告の広告は虚偽不実及び(認識)錯誤を招く表示であると認めることができ、被告が審査の結果、原告には公平交易法第 21 条違反行為があると認定し、原処分でその違反行為の停止を命令するとともに過料に処したことは法的根拠があり、原告の上記主張は正当であるとはいえず、採用できない。

以上をまとめると、本件原告の主張には理由がなく、ゆえに行政訴訟法第 98 条第 1 項前段、第 218 条、民事訴訟法第 385 条第 1 項に基づき、主文の通り判決を下すものである。

2011 年 3 月 17 日

台北高等行政裁判所第二法廷

裁判長 徐瑞晃

裁判官 蕭忠仁

裁判官 蔡紹良

TIPLO
Attorneys-at-Law
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2013 TIPLO, All Rights Reserved.